

福島県以外も含め、学校・幼稚園・保育所等における放射線量の 安全基準値の早期設定を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所において発生した事故により、都内においても大気等から放射性物質が検出されている。

東京都は、教育施設を中心とした都内100カ所において、放射線量の測定を始めた。町田市においても小学校4カ所で実施することとなった。また、すでに大気中の放射線量、水道水や降下物(塵や雨)等に関する放射線等の調査を実施・公表している。

しかし、放射線量の安全基準が明確でないため、児童・生徒の保護者等からは、放射能の影響を懸念する声が数多く寄せられている。

文部科学省は、福島県内の学校に通う児童生徒について、学校・幼稚園・保育所等の校庭・園庭等の利用判断における暫定的考え方や児童・生徒等が学校・幼稚園・保育所等において受ける線量低減に向けた当面の対応を示すにとどまっており、いまだに福島県外の学校・幼稚園・保育所等における放射線量の安全基準等については示していない。

ついては、国に対し、次代を担う子供たちが安心して学校等での生活を送ることができるよう、下記について強く要望する。

記

1. 学校・幼稚園・保育所等における放射線量の安全基準値を早急に策定し、公表すること。
2. 安全基準値を超えた場合の対応策を示すとともに、その対策等に要した費用については、国が全額負担すること。
3. 国が示した被曝量を年間20ミリシーベルト以下とする基準値を撤回し、学校での基準値を法定被曝総量年間1ミリシーベルト以下を前提とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。